

活動団体の担い手が不足している状況です。また、グローバル化や働き方改革など、様々な状況に合わせてどのような教育施策を進めていくのがよいのかというような観点から、広い視野からの議論を承れるものと思っています。本日と8月2日(火)の2日間に渡り、さまざまな角度から皆様には忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。なお、点検評価の結果につきましては、議会へ報告し、広報紙で公表することをお知らせします。本日を含めて2日間と限られた日程ですが、皆様のお力添えを重ねてお願い申し上げて、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

3 委員紹介

< 委員自己紹介・事務局自己紹介 >

4 審議

(1) 事務局説明

<事前送付していた令和2年度事務に関する意見への対応状況について事務局説明>

(2) 質疑

土屋委員：令和2年度事務に関する意見への対応状況について、ただ今の事務局からの説明について、何かご意見やご質問がある方はおみえですか。

益川委員：<1-1>断らない相談準備検討会議の内容について教えてください。

事務局：<1-1>ご意見に子どもの虐待に関する内容が含まれていたため、福祉課の所管する岩倉市地域福祉計画に関連する内容となりますが、示させていただきました。会議の委員構成としては、福祉課の障害者相談員、家庭児童相談員、生活自立支援相談員のほか、子育て支援課の母子・父子自立支援員、学校教育課のスクールソーシャルワーカー、健康課の保健師などであり、それぞれの部署で困難事例等が起こった場合に、自課だけでの解決が難しいこともあるため、横断的な対応が可能となるよう、情報共有を図ることを目的としています。令和3年度は、基本相談シートの様式を定めました。令和4年度には、断らない相談情報共有会議を開催しています。

益川委員：<1-1>国においては、来年度からの第4期教育振興基本計画の策定が始まっていますが、その2本柱が、一つは、Society5.0への対応で、もう一つがWell-being（ウェルビーイング）という考え方です。この中で、学校の福祉的機能が強調し始められており、ヤングケアラーという問題も入ってくるようで、関わりがあると感じました。

益川委員：<2-1>オンラインの活用について、生涯学習センターの指定管理者と協議したとなっていますが、協議して何か新しい方向性ができましたか。具体的にあれば記載してはどうですか。

事務局：<2-1>生涯学習センター指定管理者との協議後、令和4年度前期の生涯学習講座において、6月18日にオンライン講座を1件開催しています。この講座は無料であることや、座学のみで比較的やり易いということもあり試験的にオンラインで実施しました。

高齢者が多かったのか30人の枠で12人の応募ということで、参加者が少ない状況です。

土屋委員：<1-1>断らない相談は、窓口はそれぞれなのですか。

事務局：<1-1>それぞれではありますが、自分の課だけでは支えきれない内容もあり、そういった場合に対応することを目的としています。

土屋委員：<1-1>例えば、学校から教育委員会にあがってきた相談が、学校教育課を通じて、この断らない相談会議にあがり、共有されていくということがある訳ですね。

事務局：<1-1>学校教育課からは、スクールソーシャルワーカーが委員として出席していますので共有されています。

教育長：<1-1>実際に、ヤングケアラーの人が、福祉課で相談していたものが、スクールソーシャルワーカーに伝わって、学校としても日頃の様子などから判断して、医療機関への受診や定期的な支援に繋げているというケースが出てきています。

土屋委員：<1-1>断らない相談のネーミングに特別な意味はあるのですか。

事務局：<1-1>行政のそれぞれの部署で担当が違うからと断ることのないように、横断的な連携を取って、どこで相談を受けても支援に繋げていけるようにという意味が込められています。

土屋委員：<3-2>社会人の学び直しの関連で、市職員向けに実施している研修事業を民間企業の従業員が受講できるということでしょうか。

事務局：<3-2>秘書企画課の全職員向けの研修になりますが、企業にとってもこれは受講することはメリットになるだろうといった内容の研修、例えば接遇研修など、そういったものについて声掛けをして市内の企業の方で参加したい人がいれば受け入れるといったことをやっています。

土屋委員：<3-2>それは無料ですか。

事務局：<3-2>無料です。

土屋委員：<3-2>どれぐらいの反応がありますか。

事務局：<3-2>一部ではありますが参加していただいています。

益川委員：<1-1>断らない相談のところで、厚生労働省の考え方では、庁内にとどまらず、外部の企業やNPOと連携した組織をつくってみてはという動きがあるので、もう少し幅を広げて子育て支援や介護と連携していくとよいと思いました。

教育長：<1-1>先程の、ヤングケアラーのケースでは、週に1回、介護支援に入っている人が、NPO法人の方ですので、一定、そういった支援はできています。

土屋委員：<3-4>図書館サービスの充実において著作権者の許諾を得た作品とありますが、許諾を得るのはハードルが高いですか。

事務局：<3-4>申請をして許諾を得ることについて、事務的にハードルが高いということはありませんが、許諾をするかどうかは著作権者のそれぞれの考え方によりますので、申請をして許諾を得ることができない場合もあります。出版社によっては、コロナ禍において読み聞かせの配信を自由に使用してもいい作品を公開していますので、それらを活用してみるのもよいかと思います。

土屋委員：＜3-4＞読み聞かせの動画配信の反響はどうですか。

事務局：＜3-4＞読み聞かせに携わるボランティアの方からはよい評価をいただいています。

内藤委員：＜3-3＞市民の自主的な活動に公共性を見出し、支援していくような行政のスタンスの転換が必要ではないかとの意見がありましたが、これまでは行政として対応をしていなかったのかもしれませんが、具体的にはどのようなことが必要になりますか、また、スタンスの転換というのは、どのようなことでしょうか。

事務局：＜3-3＞スタンスの転換というより、スタンス自体は大きくは変えないということです。やはり市民の自主的な活動というのは自然発生的なものでないと長く続かないというところがありますので、その辺を見極めながら自然発生的な活動が生み出されるのか、触媒みたいな役割が市役所としてはあった方がよいのかなと考えています。

教育長：＜3-3＞教育委員会の取組ではありませんが、市として、市民活動助成金の対象を、例えば市民提案型とか行政提案型とか課題をそれぞれ出し合って、それに対してお力添えいただけたところに助成金を出すといったシステムづくりをしたことは、これに関連するのかなと思っています。

内藤委員：＜3-3＞どうしてもこういう表現になると具体性が分からないところがあります。

土屋委員：＜3-3＞スタンスの転換という部分は非常に重要な点として位置付けられていて、今まで行政は許認可しているスタンスだったのが、市民の自主的な活動に公共性を見出して、それに対して、ある意味フラットな立場で市が関わっていく、そういう指摘なので、それに対して市が協働という言葉を使って施策の展開を図っていこうとしているということで理解できるかなと思います。

益川委員：＜3-3＞これは私が申し上げた意見で、行政が今まで例えば生涯学習だったら講座を行政の方が用意して、それを住民の人にやってもらうようなスタンスでしたが、市民の人たちがいろいろな生涯学習活動をやっていて、もともとは自主的な活動で、言うならば個人的な私的な活動であるかもしれないけれども、非常に公共性が高いものだから、それに対して行政が様々な形で支援したらよいのでないか、そんなスタンスの転換について意見を申し上げたつもりです。

内藤委員：＜3-3＞私もそれは記憶していますが、それに対して具体的にどんな取組が考えられるのかなということがお聞きしたかったです。

土屋委員：＜3-3＞ここでのシニア大学もどういうふうに運営するかということで、益川委員もそういうイメージでよろしかったですか。

益川委員：＜3-3＞今まで学ぶ側だったのが、その学んだ成果を生かして今度教える側に回るとか、そういうことも進歩ではないかと思います。また、そういう市民を育てる支援を行政がするとか、小さいことかもしれませんが、こういうことに当たると思いました。

土屋委員：＜3-3＞例えば、講師資格を認定して受講後に先生をしてもらうとか、あるいは地域の自治会とかで講話してもらうとかということがありえますね。

鈴木委員：＜1-4＞シェフのスペシャルメニューを提供いただき、子どもたちは結構喜んでいると思いますが、先週、給食費のアンケートが配られて、給食自体が物価の高騰の影響で

運営が難しくなっていることを聞きました。また、無農薬野菜の使用を初めて知りましたが、無農薬にお金がかかるのならば、そこはあきらめたほうがいいのかと個人的には思います。食育といった意味では、結構無農薬とは知らずに子どもたちは食べています。季節的な行事による給食を提供していると思いますが、家では七草がゆなど、働いていたらなかなかできません。そういう点では、お金をかけないで焦点を当てていただくという形だけでもよいと思います。そのようなことでさえ、今の家庭ではできていなかったりします。

土屋委員：<1-4>スペシャルメニューが特別メニューに代わることで、どのような変更になりますか。児童生徒のアイデアを参考にすることで、特別メニューにどう反映するかが問題です。

事務局：<1-4>今の学校給食センターは平成28年度から稼働し、それ以降は、シェフのスペシャルメニューを令和3年度まで提供してきました。令和4年度からは、新たな取組としてゆめミールの特別メニューとして子どもたちの意見を取り入れ、1月に提供予定で準備をしています。今月に入ってからは、各小中学校にアイデア募集をして選定などを進める予定としています。

七草がゆ、節分などの行事食や郷土食の提供については、文部科学省からも示されており、今月は七夕とか半夏生といった季節の行事食を取り入れて給食に提供しています。旬の野菜については、昨年度は月ごとに、春は「ふき」、秋は「れんこん」など県内の野菜などをテーマにした給食を提供しました。無農薬野菜は、シェフのスペシャルメニューでじゃがいもを提供しました。また、地産地消を進めており、周知方法として献立表の裏面にある「ひとことメモ」の充実に努めていきたいと思っています。

土屋委員：<1-4>コスト面については、どうですか。

事務局：<1-4>シェフのスペシャルメニューは1食当たり100円を年2回補助していましたが、令和4年度は2回を1回に改め200円補助とし、無農薬に関心がある方も見えますし、子どもにそういうことを伝えるのもよいかと思っています。

今年度は、食材の高騰に対して国の交付金を活用して2学期から1食当たり30円を補助します。

益川委員：<1-4>給食は、まだ黙食が続いていますか。

事務局：<1-4>黙食は続いています。

土屋委員：以上、特に委員からの否定的な意見はなく、追加の質問ということでした。これを踏まえ修正等が必要であれば事務局で修正していただければと思います。

(3) 点検・評価

< 基本目標1-1について事務局説明 >

鈴木委員：<No.1>課題・今後の方向性に、集まることに特化せず、内容について研究するとあるが、集まることをやめるのですか。

事務局：<No.1>今までの児童館行事は、にこにこシティいわくらに代表するように、児童館合同行事として大きな集まりで実施していましたが、そうではなく、各児童館で分散して、

密を避ける形で行事を行うという意味です。

鈴木委員：＜No. 1＞保育園に入るまでは、近くに身近な人がいないと子育ては辛いこともあるので、児童館や子育て支援センターが、居場所としてすごく助かる場所です。

事務局：＜No. 1＞令和3年度から、新規事業として地域における居場所づくりとして、児童館で「おやこひろば」を実施しました。事業の実施に当たりましては、児童館運営委員会でも、このコロナ禍で新規に事業を実施するののかという意見もいただきました。実際に、事業を実施してみると、参加者からは、コロナ禍でずっと家から出ることができなかつたので、このような場ができて、交流できることがうれしいというご意見をいただきました。これからも、居場所の提供については、新しいことを模索しながら進めていきます。

土屋委員：＜No. 1＞内容を変えるということではなく、方法を変えるということですね。

事務局：＜No. 1＞小規模や分散型で研究するということであって、決して居場所を失うということではありません。

鈴木委員：＜No. 1＞小規模での開催を実現させるとかにしていただけるとよいかと思います。

内藤委員：＜No. 6＞連絡会の開催とあるが、連絡会には、各事業所の責任者が参加するのか、保護者が参加するのか、どのようなものでしょうか。

事務局：＜No. 6＞この会議は、No. 5の特別な支援と関わりのあるものであり、新1年生になる児童について、園児が卒園する側となる、幼稚園、認定こども園、保育園の担任の先生等の園の関係者が、小学校の受け入れる側に対して、それぞれの児童にどのような関わりをしたらよいかを、園側での経験等から伝える会議です。

内藤委員：＜No. 6＞保護者は、いないということですね。では、今後のところで、出てくることになると思いますが。園を出ていない、外国籍の子に関して、小学校に入学するに当たっての対応はどうなるのでしょうか。

教育長：＜No. 6＞それは、別途、保護者を対象とした入学説明会や体験入学を行っていますし、外国籍の児童に関しては、手厚いプレスクールを実施することになっています。

益川委員：＜成果指標＞No. 1 関連で、評価の数値目標について、数値に対して一喜一憂はしなくてもよいが、成果指標が出されているので、コロナがあつたとはいえ、実際に目標を下回っているのだから、課題や今後の方向性のところに、ウィズコロナの観点とともに、利用者数を増やす観点を入れるなど、成果指標を達成するための考え方を書いておいた方がよいと思いました。具体的には、居場所づくりという考え方から出かけるということでの利用の促進と、コロナが落ち着いたとしても利用者はなかなか戻ってこないということもあるので、情報提供をして利用できますよと気持ちを引き留めるという点になると思います。

＜No. 6＞国の次期の教育振興基本計画のところで、幼稚園、義務教育を基盤として、大学院まで一貫性や継続性を持ってという表現が出てきているので、この観点も、表現的なものだけですが、この小学校への円滑な接続のところに盛り込んでもよいかと思いました。

事務局：＜成果指標＞この二つの指標に、悩ましいところもありまして、正確な分析ができていない訳ではないのですが、一つ目の成果指標の3歳未満児保育の受入児童数が増えていることに関しまして、少子化という中で、3歳未満児の働く親御さんが増えてきていることに対

して受入体制を充実させてきたわけですが、この兼ね合いで、二つ目の指標となる、子育て支援センターや児童館を利用する分母となる人数自体が減少してしまっていて、目標に対してどう評価していくかということもあります。

鈴木委員：＜成果指標＞3歳未満児保育の受入児童数は実人数で、子育て支援施設利用者数は延べ人数ですか。

事務局：＜成果指標＞そのとおりです。

土屋委員：＜No.1＞ファミリーサポートセンター事業は、どのようなカウントの仕方になりますか。

事務局：＜No.1＞ファミリーサポートセンター事業においては、登録人数の実人数や利用の延べ件数でのカウントになります。そのため、ファミリーサポートセンター事業の評価については、その年の利用の方法、例えば、週何回なのか、毎日なのかで件数は大きく動きます。

土屋委員：＜No.1＞ファミリーサポートセンター事業の件数は、成果指標の子育て支援施設利用者数に含んでいますか。

事務局：＜No.1＞含んでおりません。子育て支援施設利用者数は、子育て支援センターの利用者数と、おでかけひよこ広場、おでかけこっこ広場の利用者数の合計になります。

土屋委員：＜No.1＞ファミリーサポートセンター事業の活動について、利用者数とは違う概念でどう評価するか、数値ではないものをどう評価するかということですね。

益川委員：＜成果指標＞成果指標に対する考え方はよくわかりました。それならば、3歳未満児の受入数を充実させたことに合わせて、施設利用者数の減少はそれが要因であるということそのまま表現すればよいのではないのでしょうか。ただ、数値で出ているので、達していないことに対しては、説明があるかと思しますので、総合的な観点から子育て支援施設の利用についても促進を図っていくとすればよいと思います。

鈴木委員：＜成果指標＞3歳未満児の受入人数が増えたにしても、子育て支援施設の利用者数の減少は大きいのではないのでしょうか。それを差し引いて、若干の減少が見られたとして、その減少に対しての対策を述べるということが必要ではないのでしょうか。

＜ 基本目標1-2について事務局説明 ＞

鈴木委員：＜成果指標＞施策の指標として、「学校で好きな授業がある児童の割合」といった成果指標が示されていますが、岩倉市の学力について、他の自治体と比較し統計をとって示すこともよいのではないのでしょうか。岩倉市に転入してきた当初、周りから聞こえてきたのは、「岩倉市は外国人の割合が高く、学力レベルは高いとはいえない」というような評判でした。もし、学力レベルが低くないのであれば、そういった評判を払拭するために、学力の指標をここに示すとよいのではないのでしょうか。

内藤委員：＜成果指標＞「学校で好きな授業がある児童の割合」とあるが、好きな授業に挙がるのはどんな教科なのでしょう。

教育長：＜成果指標＞一般的には、小学校では、体育、図工、理科あたりが人気です。また、学力そのものを他の地域と比較することで、過度な競争を招いてしまうという懸念から、一般

には直接的な学力の指標を公開していません。本市は、ほとんど県平均と同じで低いということはありません。

鈴木委員：＜成果指標＞直接的な学力ではなくても、学力レベルが低くないということが分かる指標を示すことができたらいいと思います。

教育長：＜成果指標＞学力を数値で比較するという事は非常に難しく、何を学力とするのかということは検討していく必要があります。

内藤委員：＜成果指標＞成果指標にある「自ら考え、自分から取り組んでいたと思う生徒の割合」というような項目がありますが、学力のような○か×かで線引きされるものだけではなく、自ら学ぼうとする姿勢等を評価できるといいと思います。外国籍の児童生徒が身近にいて、一緒に学ぶことができることの魅力がもっと伝わるといいと思います。

土屋委員：＜成果指標＞この成果指標は、全国学力調査の際のアンケートの質問から抜粋していると思いますが、これらの回答の割合が高い学校の学力が高いという調査結果が出ています。対話型の授業や自分で何かを人に伝えるということに取り組む授業を行っている学校の学力が高いという相関関係が認められています。そういう意味では、外国籍児童生徒の割合が高い環境での対話型授業において、岩倉市の成果指標が、これだけ高い水準であるということは、いろいろな国籍の子がいることのプラス面が示されていると言えるのではないのでしょうか。

鈴木委員：＜成果指標＞そのことをもっとアピールしていただきたいと思います。

益川委員：＜成果指標＞私も、もっとアピールすべきだと思います。外国籍児童生徒の割合が高いということをプラスに捉えるのであれば、施策No.25「国際的な視点の育成」においても積極的に示すことができます。また、先ほどの成果指標の2つ目「自分たちで立てた課題に対して、自ら考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合」については、令和3年度の中学生の数値が大幅に上昇していますが、先生の授業の質が向上していることだと思います。さらに、No.9「きめ細かい教育体制の整備」において、少人数授業に対しても市費で講師を配置し、個別最適な学びを実現するために頑張っていることはもっと評価されるべきです。「多様な学び」や「誰一人として取り残さない教育」といった教育界を賑わせている言葉を盛り込んで、もっとアピールしてもいいんじゃないかと思います。

土屋委員：＜成果指標＞プラスの評価であると思っていただければいいと思います。

益川委員：＜No. 7、8＞研修の充実もすごく図られており、働き方改革で教員の研修参加が難しくなった中でも、校内研修と市主催の研修を上手にバランスよく活用しながら、授業の質的向上を図っているということもアピールする必要があると思います。

鈴木委員：＜No. 7、8＞教員の研修という話が出ましたが、「No.42 時代の変化に対応した学習設備等の充実」において、ICT教育への言及がありますが、授業参観を見てみると、タブレットを活用してすごく分かりやすい授業をしていました。国語の授業でしたが、文章の構成をパズルのようにして、自分で考えさせるというような素晴らしい授業が展開されていて、こんな授業を受けることができたなら、みんな国語が好きになると感じました。

一方、他のクラスの授業を見てみると、ICTを活用していない今までどおりの授業で、児

児童生の発言等も少なかつたように感じます。このようにICT活用の上手な先生とそうでない先生の差があると感じます。校内では、共有をされているのですが、全クラスが同じように質の高い授業を受けることができたらいと思ひます。

教育長：＜No. 7、8＞ICTに限らず、教員の授業力の差はあると思ひますが、お互いに授業を見合う等、様々な手段でよいところを共有し合うようにしています。ICT教育は始まったばかりでその差はありますが、積極的に活用できるよう、よい部分をもっと広げていけるよう考えたいと思ひます。

土屋委員：＜No. 7、8＞教員1人が1つのクラスで授業を行うとなると、どうしても差ができてしまうので、例えば、学年全体で授業を行うとか、教員が複数で授業を行うとか、フレキシブルに学習集団を組み替えることができる施設が整っていれば、そのような問題は解決に向かうのではないのでしょうか。

教育長：＜No. 7、8＞小学校の教科担任制はそれに近い効果的なものです。1教科ごとに教員1人が受け持っていれば、授業の質の差は生まれにくいですし、授業研究を担当教科の研究だけに時間を費やすことができれば、授業の質も向上します。そういった工夫はこれからも進めていきたいです。

土屋委員：＜No. 10＞教員の働き方改革を進めながら、教育の質も高める研修の在り方が問われる中で、特色ある教育・学校づくりの推進の具体的な方法を模索していくことがこれからの大きな課題になります。

益川委員：＜No. 12＞ICT教育と情報モラル教育の充実・強化においては、デジタルの活用にもみ特化していますが、リアルの部分も非常に大事です。デジタルとリアルの最適な組み合わせの授業づくりという視点も必要だと思ひます。

鈴木委員：＜No. 12＞新型コロナウイルス感染症の影響により、学校へ登校できない機会が増えています。オンラインで家にいながら学校の授業を受けることができるという話を聞きました。それは素晴らしいことですが、残念なことに、授業を行う先生の声が小さくて聞き取れないという話も聞き、もったいないと感じます。教室に声を拾うマイクを設置していただけるとありがたいです。

＜ 基本目標 1－3 から 1－4 までについて事務局説明 ＞

益川委員：＜全体＞岩倉市は道徳教育、相談体制の充実、平和教育、環境教育、国際教育、読書活動、キャリア教育等、幅広く、しっかり取り組んでいることが当たり前という前提があるからなのか、「課題・今後の方向性」の記載があっさりし過ぎていると感じます。

例えば、「No.23 環境教育の推進」では、SDGsの推進やゼロカーボンといった新しい動向も加え、もう少し未来志向を意識した言葉が入っているとよいと思ひます。「No.22 地域等と連携した様々な体験活動の充実」では、リアルな体験が持つ価値を改めて考えながら、多様な人から学ぶ体験活動を推進していくといったような言葉を肉付けしていくとよいと思ひます。また、「No.25 国際的な視点の育成」においても、岩倉市における外国籍の児童生徒の割合が高いという特性を生かして国際的な視点の育成を進めていくといったような言葉を入

れていくとよいと思います。さらには、岩倉市は企業との繋がりが弱いということを知ることがあります。「No.27 キャリア教育の推進」において、キャリア教育を推進することによって、行政と企業との繋がりが強化されていくという旨も加えてもよいのではないのでしょうか。

内藤委員：＜No. 24＞子どもたちだけではなく、その親世代への平和教育も必要なのではないのでしょうか。子と親の両世代にアプローチしていくことができればよいと思います。また、「No. 25 国際的な視点の育成」について、南部中学校において、他国籍の講師を招いたとありますが、この講師は、児童生徒の保護者なののでしょうか。せっかく多くの外国籍の保護者がいるので、国際教育の講師として、お話いただくというような機会があってもよいと思います。専門的な知識がなくても、その生き様をお話いただくことで、国際理解に繋がるのではないかと思います。

鈴木委員：＜No. 28＞スマートフォンのトラブルに対して、学校と家庭が一体になってという表現がありますが、現実には難しい部分があると思います。今までにこんなトラブルがあったという情報を事前に知ることができれば、対応しやすいと思います。スマートフォンのトラブル事例集等が学校、保護者間で共有されるとよいと思います。

益川委員：＜No. 28＞民法改正により 18 歳で選挙権を得ることや、様々な契約行為を行うことができる中で、金融教育や消費者教育を行うことは効果的ではないのでしょうか。大学でもトラブルが増えています。

教育長：＜No. 28＞昨年、岩倉東小学校が金融教育を実施しており、小学校でも可能です。

土屋委員：＜No. 28＞担当者が代わっても引き継がれるように課題・今後の方向性を、もう少し具体的に記載してほしいという意見をいただきました。変更する必要はありませんが、こちら側の意見として受け止めていただきたいと思います。

7 その他

事務局：次回の会議は、8月2日火曜日午後1時30分から、場所は、市役所7階第一委員会室で開催します。なお、今回は、内藤委員がご都合により欠席となります。本日はありがとうございました。

8 閉会

以上